

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成29年1月17日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 薬王堂一関青葉店・ローソン一関青葉一丁目店 一関市青葉一丁目5番地内
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 有限会社橋市倉庫
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社薬王堂
 - イ 株式会社ローソン
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年8月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,137平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 36台
 - イ 出入口 2か所
- (7) 駐輪場の収容台数 14台
- (8) 荷さばき施設の面積 72平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 5立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社薬王堂
 - (ア) 開店時刻 午前6時
 - (イ) 閉店時刻 午後12時
 - イ 株式会社ローソン
 - (ア) 開店時刻 午前0時
 - (イ) 閉店時刻 午後12時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前0時から午後12時まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間 午前0時から午後12時まで

2 届出年月日 平成28年12月28日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所